

危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書の受付について

概 要	道路等に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、学童をはじめとする通行人の安全を確保するため、危険なブロック塀等を除去するものに対して補助金を交付する。
対 象	次に示す（１）及び（２）、又は（１）及び（３）の要件を満たすもの （１）宮城県が実施するブロック塀等実施調査において、要改善（危険度２）若しくは要改善（危険度３）の判定を受けたもの又は、美里町が実施するブロック塀等実態調査において、総合判定がD若しくはEの判定を受けたもの （２）道路沿いに設置されている場合は、道路からの高さが１ｍ（擁壁上の場合は０．６ｍ）以上 （３）水路等沿いに設置されている場合は、対向する道路からの高さが、対向する道路までの距離に１ｍを加えた数値以上
補助金額	除却面積に４,０００円を乗じた額 ※上限１５０,０００円
受付期間等	令和６年６月３日（月）～令和６年１２月１６日（月） 午前８時３０分 ～ 午後５時 土・日曜日、祝日を除く
申 請 方 法	建設課に備え付けの申請書に必要事項を記入し提出のこと。 ・認めの捺印は必ず ・添付資料；位置図、配置図、立面図、求積図、及び工事前の現場写真 ・ブロック塀等が他人の所有である場合は所有者の承諾書
そ の 他	・６月３日より建設課にて希望者に随時配布する。 ただし、時間帯や休日の対応は受付期間等に準ずる。 ※ブロック塀等除去後は速やかに完了届を提出して頂きます。